

平成27年度
第2回黒松内町総合教育会議 次第

と き 平成27年9月25日(金)
午後1時30分
ところ コミュニティ防災センター
町民活動室1

1 町長あいさつ

2 議 題

(1) 黒松内町教育大綱(案)について

(2) 当面する黒松内町教育課題(協議)について

○高齢者のいきがいづくり・ふれあいの場づくり

○その他教育課題

3 その他(今後の予定等)

黒松内町総合教育会議（構成員）

（平成27年9月25日現在）

役 職	氏 名	備 考
町 長	鎌 田 満	
教育委員長	池 田 重 人	
教育委員	小 林 尋 子	
教育委員	成 田 志津代	
教育委員	岡 久 孝 雄	
教 育 長	内 山 哲 男	
庶 務	教育委員会総務・生涯学習グループ	教育次長 鈴木浩勝

3 その他

(今後の予定)

- ① 7月17日 第1回総合教育会議（設置要綱、教育大綱策定方針、教育課題）
- ② 9月25日 第2回総合教育会議（教育大綱案策定、教育課題）
※9月30日 平成27年第3回臨時会
町長行政報告 総合教育会議設置、教育大綱案策定
- ③ 10月 8日 教育大綱案町民意見収集手続の実施 ～11月7日
- ④ 11月下旬 第3回総合教育会議（教育大綱案決定）・・・町民意見修正
- ⑤ 11月下旬又は12月上旬
町長による教育大綱策定及び公表
※12月 平成27年第4回定例会
町長行政報告 教育大綱策定
- ⑥ 12月下旬 第4回総合教育会議（予算関係、教育課題）



黒松内町教育大綱

(素案)

平成 27 年 9 月
黒松内町

第1章 教育大綱の策定について

◆大綱の性格と位置付け

大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定され、町長が作成することが義務付けられたものであり、教育の目標や施策の根本的な方針であり、詳細な施策を策定するものではありません。

また、この大綱は、教育に関する基本的な計画として策定するもので、本町の場合は、「教育基本法」第17条第2項に基づく黒松内町の「教育振興基本計画」としても位置付けるものです。

本町の教育に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を定めるものです。

◆大綱の構成と対象期間

○構成

第1章 教育大綱の策定について

第2章 黒松内町における教育のめざす姿

第3章 基本方針

○対象期間

国の第2期教育振興基本計画（計画期間 平成25年度～平成29年度）や北海道教育推進計画（改訂版 平成26年度～平成29年度）、第3次黒松内町総合計画（実施計画後期 平成27年度～平成31年度）を考慮し、平成27年度を始期、平成31年度を終期とする5年間とします。

第2章 黒松内町における教育のめざす姿

1. 本町の現状と課題

○ 人口減少、少子高齢化や高度情報化というかつてない状況の中、たくましい開拓の心と緑に囲まれた美しい自然を受け継いで、ふるさと黒松内を愛し、世界に向かって羽ばたく人づくりを進めております。未来を拓くこの人材育成をするためには、将来を担う子供たちに対する学校教育や家庭教育の充実はもとより、社会教育活動、文化・スポーツ活動等の生涯学習の振興など、教育の果たすべき役割はこれまで以上に重要となります。

○ そうした中、家庭や地域における教育力の低下の問題や、子育て環境の充実が望まれています。また、個人が明確な目的意識を持ち、何かに意欲的に取り組むことが以前より難しくなりつつあり、子供たちの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など多くの面で課題への対応が求められています。

○ まちづくりの基本は「人づくり」であり、「人材」と「知恵」は、黒松内町を支える力の源となります。

次代を担う子供たち一人ひとりが「生きる力」を育み、夢や希望を叶えることができるよう充実した教育環境の整備を図るとともに、本町に住む人々が心豊かに健やかに生きがいを実感できるよう、幼児から高齢者までそれぞれの世代に応じた生涯学習の機会の創出が求められています。

2. 本町の教育のめざす姿

教育を取り巻く様々な状況変化を踏まえつつ、課題に立ち向かい、乗り越えるための知恵と実行力をいかに生み出していくか、今、まさに問われています。

教育は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠なものであると同時に、国や社会の形成者を育成するという使命を担っています。教育の使命は、今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものです。本町の教育が、学校・家庭・地域がそれぞれの持つ教育力の向上を図るとともに、相互に連携しつつ、社会全体で問題解決に取り組むことが不可欠であり、教育に関わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、次のとおり、本町教育の一層の充実に向けて取り組みます。

- ◆社会で自立して生き生きと活躍できる力や、互いに励まし合って、思いやり豊かな心と絆づくりを育みます。
- ◆望ましい生活習慣や健やかで元気な体をつくり、生命や平和を尊ぶ心を育みます。
- ◆夢や志に挑戦し、学び続ける心を育みます。
- ◆自らの人生に前向きで、厳しさに負けず、努力し続ける強い心を育みます。

第3章 基本方針

1. 学校と地域、保護者、関係団体が一体となりまち全体で子供たちを守り育てます。
 - ・ 学校の内外を問わず、すべての子供たちが安心して元気に生活を送れるよう、学校・家庭・地域・行政その他全ての関係者が、相互に連携協力し、子供たちの自己肯定感や自己有用感を育成していきます。
 - ・ 子育てしやすく、かつ働きやすい地域づくりに向け、子供たちを育てる環境を整備し、子育て支援の取組を進めます。
 - ・ 望ましい生活習慣の定着など、家庭の教育力の向上に向けて、保護者や住民が家庭教育を学ぶ環境づくりを進めます。
 - ・ 時代の変化に対応し、本町の地域実情に合わせた教育活動を行うため、学校環境の整備・充実等を進めます。

2. 幼児から学齢児まで切れ目のない一貫した教育を展開し、未来を担う子供たちを育てます。
 - ・ 子供の発達段階に応じて、能力・個性等を最大限に伸ばすため、小・中学校が連携し義務教育9年間で児童生徒を育てる学校教育を進めます。
 - ・ 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられる体制をつくり、心豊かに、たくましく育つよう細かな教育を進めます。
 - ・ ふるさとの良さを自覚し、世界に目を向け、国際的コミュニケーション能力の向上に関して取組を進めます。
 - ・ 基礎的な知識・技能や仕事をすることの意義、望ましい勤

労観・職業観の育成し、社会参画に必要な力を育てる取組を進めます。

3. 豊かな自然を保全し、心豊かに、ともに支え合う人を育てます。

- ・ 地域が有する教育資源を生かした自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動、ボランティア活動等を充実します。
- ・ 暮らし続けたいと思えるふるさとづくりに向けて、様々な学習ニーズに応え、学習の成果を人づくりや地域づくりに活かすための学習機会を提供するなど、生涯学習社会に向けた社会教育の充実に取り組みます。
- ・ 本町の豊かな自然環境の保全や自然の驚異に対する意識を高め、地域の特色を十分に生かした環境教育等の充実に努めます。

4. 文化、スポーツの環境を整え、機動的な組織づくりを進め、ふるさとを愛する人材を育成します。

- ・ 子供から高齢者まで全ての町民が、生涯を通じて文化やスポーツに親しむことのできる環境づくりを促進します。
- ・ 自主的・自発的な文化活動、個性的な地域文化の創造を促すため、文化団体連絡協議会などが主催する文化祭や各種文化事業などの活動を継続支援するとともに、指導者の養成、リーダーの発掘、新たな文化の創造に努めます。
- ・ 郷土の近代生活史や文化、失われつつある生活民具など貴重な資料に目を向け、再評価や伝承につながる学習機会を図るなど、地域文化の保存・活用に努めます。